

# 薩摩川内

広報

さつませんだい



あなたの暮らしを

もっと快適に



LINE  友だち募集中

自治体広報紙配信アプリ「マチイロ」ダウンロードはこちら 



「DXって何だろう」「私たちに関係あるの」と思ったことはありませんか。  
今回は、身近にあるDXについて日常で使える便利な機能などをシーン別に紹介します。



● **そもそもDXって?**  
DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術やデータを活用することによって、社会や生活の形を変えることを指す言葉です。

● **DXに取り組むことでできること**

- 市民の方が…**
- ①常に最新の情報を得ることが出来る
  - ②スマートフォンなどで、いつでもどこでも簡単にサービスを受けることができる
  - ③離れた場所でも、会議をしたり、学んだりすることができる

**事業者の方が…**

- ①業務内容の改善・効率化が期待できる
- ②業務の効率化によって生産の向上や収益アップにつながる
- ③業務の自動化によって人材不足や多様な働き方に対応できる

● **本市でできるDXの一例**

- ・税金や各種使用料のオンライン決済
- ・市民課の窓口の混雑状況や呼び出し状況の確認(市公式LINEから)
- ・イベントや講座申し込みなどのオンライン申請(広報紙などの申込フォームから)
- ・公共施設のオンライン予約(市ホームページから)
- ・産後ケア応援券の申請(市ホームページから)

● **インターネットを使って自分の声を届けるのもDX!**

本市では、インターネット上で市政に対する意見、要望などを募る「eまちアンケート」を実施しています。アンケートに参加することで、自分の声を市に届けることができ、市内の加盟店舗で使えるSDGsポイントが獲得できます。皆さんの声をお聞かせください。

● **今日からできるDX**

本市の公式LINEに登録すると、市に関する最新の情報を知ることができます。ほしい情報の通知を設定することで、イベントや市の取り組みなどの情報を受け取ることができます。

また、お住まいの地区のゴミ出し日や前日に通知が来るように設定することもできます。

過去の広報薩摩川内でも市公式LINEの便利な機能などを紹介しているよ



◀ 広報薩摩川内 2月通常版 情報掲示板



今分らなくても大丈夫!一緒に学んでみませんか?



▲市公式LINEのほしい情報はこちらから



● **スマートフォン教室を開催**

「スマートフォンを使い方が難しい」、「LINEの友だち登録ってどうやってするの」などといったスマートフォンに苦手意識を持つ方を対象にスマートフォン教室を行います。また、このスマートフォン教室に参加すると、次ページで紹介しているSDGsポイント内のDX活用促進ポイントが進呈されます。

さらにその他のSDGsポイントの獲得方法やつなPayアプリのインストール方法なども習得できます。詳細は、各地区コミュニティ協議会からお知らせします。

「DX」は難しい、分からないと思われる方もいるかもしれませんが、普段使っているスマートフォンやインターネットなどもDX推進の一つの手段であり、実は身近に存在しています。これらを活用することで、普段の生活をより便利にすることが出来ます。身近なものから活用し、生活をもっと快適に、より過ごしやすいようにしましょう。

使うと便利なDX

● **行政手続をスムーズに**



マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアで住民票や各種証明書を取得できます。市役所に行ったり、長い時間待たなくても、必要な書類を入手することができます。マイナポータルでは、転出届の提出や転入予約、地方税申告もできます。また、自分の税、所得、年金に関する情報なども確認できます。

● **自分や家族を守るために**



大雨や台風が発生したときなどに、防災・災害に関するさまざまな情報が市公式LINEから入手できます。また、道路の浸水状況やポンプの開閉状況をリアルタイムで把握することが可能になりました。通知設定することで浸水を検知した時に、スマートフォンに通知が届き、避難をする際に役立ちます。

● **自分の健康管理のために**



◀マイナポータルアプリのインストールはこちらから



◀かごネットホームページから

市独自の取り組みである「かごネット」に登録すると、自身のアレルギー、病歴、検査結果などにより詳細なデータをかかりつけ医以外の医療機関にも共有することができます。またマイナポータルでは、自分の医療費に関する情報を確認することができます。

● **納付をいつでもどこでも簡単に**



市の税金や各種使用料などの公金の多くが、口座振替の他、スマートフォン決済アプリで支払うことができます。お手元にある納付書に印字されているバーコードをスマートフォン決済アプリで読み込むと、時間や場所にとらわれることなく納付することができます。

市税や使用料などをスマートフォン決済アプリで支払えるようになりました



# 令和6年度 薩摩川内市職員募集

採用予定日：令和7年4月1日



受付期間

【直接・郵送(消印有効)】  
7月12日(金)～8月9日(金)  
【インターネット申込】  
7月12日(金)～8月7日(水)

| 職種            | 区分  | 年齢要件           | 主な受験資格など   | 人員   |
|---------------|-----|----------------|--|------|
| 一般事務          | 上級職 | 27歳以下          | ・大学卒業者または卒業見込みの者(以下、上級職同様)   | 9人程度 |
|               | 初級職 | 23歳以下          | ・高等学校卒業または卒業見込みの者(以下、初級職同様)  |      |
| 一般事務【社会人枠】    | 上級職 | 28歳以上<br>39歳以下 | ・民間企業または公的機関における職務経験が直近5年中3年以上の者   | 若干名  |
| 一般事務【原子力技術職員】 | 上級職 | 39歳以下          | ・次のいずれかに該当する者<br>ア 原子力に関する学科(原子力工学、量子エネルギー工学、原子炉工学など)を専攻した者<br>イ 理学もしくは工学に関する学科を専攻し、民間企業または公的機関における原子力技術に関する職務経験が直近5年中3年以上ある者                  | 若干名  |
| 歯科衛生士         | 上級職 | 30歳以下          | ・採用時において、歯科衛生士の資格を有する者<br>※本庁勤務による事業推進のための行政職としての採用となります。  | 若干名  |
|               | 初級職 |                |  |      |
| 建築技師          | 上級職 | 30歳以下          | ・次のいずれかに該当する者<br>ア 採用時において一級建築士または二級建築士の資格を有する者<br>イ 建築士試験の受験資格を有する者<br>ウ 試験職種に必要な学科を専攻した者   | 若干名  |
|               | 初級職 |                |  |      |
| 土木技師          | 上級職 | 30歳以下          | ・次のいずれかに該当する者<br>ア 採用時において一級土木施工管理技士、二級土木施工管理技士、測量士、測量士補、技術士、技術士補(技術士第一次試験に合格した者または指定された教育課程を修了した者を含む)、RCCMのいずれかの資格を有する者<br>イ 試験職種に必要な学科を専攻した者 | 3人程度 |
|               | 初級職 |                |  |      |
| 消防職           | 初級職 | 25歳以下          | ・裸眼視力または矯正視力が、両眼で0.7以上、かつ、一眼がそれぞれ0.3以上であること<br>・自動車運転免許が取得できる色彩識別能力を有すること<br>・聴力が正常であること<br>・四肢および内臓などに重大な疾患がなく、心身ともに健康であること                   | 6人程度 |

※年齢要件は、令和7年4月1日時点における年齢

※職務経験は、令和6年3月31日時点

※卒業見込みは、令和7年3月までに卒業する見込みの者

※大学は、短期大学を除く

※各初級職は各上級職の受験資格を有する者を除く

※**看護師、建築・土木・林業(UIJターン枠)**は  
随時募集しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、市公式  
YouTube(薩摩川内市チャンネル)でも市職員募集の動  
画を投稿していますので、ぜひご覧ください。



▲市ホームページ



▲薩摩川内市  
チャンネル

問合せ/本庁総務課  
人事職員 G(内線 4522)

一次試験日は  
9月22日(日)  
です!



薩摩川内市デジタル地域通貨プラットフォーム

## つんPay×SDGsポイント

～薩摩川内市独自のSDGsポイントを貯めて、使える!～

国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、本市のデジタル地域通貨事業として運用が始まった「つんPay」上で展開している「SDGsポイント」について紹介します。

問合せ/本庁スマートデジタル戦略室(内線 6151)



▲つんPay  
ホームページ

**つんPay**は、これまで紙ペー  
スで発行していた市独自の商品券  
やポイントと、加盟店舗のみで流  
通するデジタル地域通貨として提  
供することができるスマートフォ  
ン決済アプリです。  
つんPayを持続的に活用する  
ことで、住民の利便性向上、事務  
コストの軽減、地域内経済循環の  
創出を図り、本市が将来都市像と  
して掲げている「人と地域が躍動し  
安心と活力のあるまち薩摩川内」の  
実現を目指します。

**SDGsポイントを  
獲得しましょう!**

SDGsポイントは、「SDGs  
未来都市」に選定されている本市独  
自のポイント事業です。持続可能  
で魅力的なまちづくりの実現に貢  
献するさまざまな取り組みへの参  
加に対して、SDGsポイントを  
進呈する仕組みです。  
ポイントは、市内の加盟店舗に  
おいて、1ポイント＝1円で利用  
でき、つんPayアプリから簡単  
に決済することができます。  
登録方法の確認や、詳しい内容  
はつんPayホームページでご確  
認ください。

### 獲得できるSDGsポイントの一部

| 種類                        | 開始時期                | 内容             |  |
|---------------------------|---------------------|----------------|--|
| 17 パートナースhipで<br>目標を達成しよう | SDGsチャレンジシンポジウムポイント | 令和7年3月<br>(予定) | SDGsに関する市民勉強会<br>やシンポジウムに参加し、<br>会場内でポイントを獲得!              |
|                           | SDGsチャレンジ市民勉強会ポイント  | 9月以降<br>随時     |  |
| 16 平和と公正を<br>すべての人に       | eまちアンケートポイント        | 開始済み           | 本市のeまちアンケートに<br>回答いただいた方の中から<br>抽選でポイントを獲得!                |
| 3 すべての人に<br>健康と福祉を        | 健康ポイント              | 開始済み           | 「かごマイカルテ」アプリを利用し、<br>日々の健康管理に取り組んだ、ラン<br>キング上位の方にポイントを進呈!  |
|                           | 介護予防元気度アップポイント      | 準備中            | 元気度アップポイントの紙の<br>金券をSDGsポイントに交換!                           |
| 4 質の高い教育を<br>みんなに         | DX活用促進ポイント          | 7月～            | スマートフォンの基本的な操作や、<br>アプリ導入などを習得する教室に<br>参加することでポイントを進呈!     |
|                           | 有料教養施設利用ポイント        |                | せんだい宇宙館、アクアタイム、川内<br>歴史資料館、川内まごころ文学館を<br>有料利用することでポイントを獲得! |
|                           | 自治会加入ポイント           | 開始済み           | 転入者が自治会に加入した<br>場合にポイントを進呈!                                |
| 11 住み続けられる<br>まちづくりを      | ジモト就職ポイント           | 10月～           | 条件を満たす高校新卒者が、<br>本市内に居住かつ就職して<br>いる場合にポイントを進呈!             |
|                           | 来てみてポイント            | 開始済み           | 移住体験住宅を利用した方<br>にポイントを進呈!                                  |

### SDGsポイント利用の流れ

- ①つんPayアプリをインストール
- ②つんPayアカウントの登録
- ③右記のSDGsポイントを獲得
- ④SDGsポイント加盟店舗で利用



▲つんPayの  
ダウンロードは  
こちら

つんPayに関する問合せ先/  
つんPay事務局コールセンター  
0120(002)6222  
受付時間 9時～19時

現在、2022店舗がSDGs加盟店舗  
として登録されています。(6月5日時点)  
加盟店舗などはつん  
Payホームページを  
ご確認ください。



# 7月10日～8月10日の冠事業

冠事業は、市や各種団体などが実施する既存のイベントなどで、市誕生20周年を広く周知するために「市誕生20周年記念」の冠を付けて実施しています。冠事業として実施するイベントを随時募集しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

| 時  | 内容                                       | 場所            |
|----|--|---------------|
| 7月 | 13日(土) エコプロジェクト「海辺の学校 inこしき 2024」(～7/14) | 甕島区域          |
|    | 14日(日) 第20回地域対抗バレーボール大会                  | サンアリーナせんだい    |
|    | [県民の日]記念イベント                             | SSプラザせんだい     |
|    | 19日(金) とうごう夏まつり納涼大会                      | 樋渡川多目的運動公園    |
|    | 21日(日) 前園真聖杯サッカー大会                       | 丸山自然公園グラウンド 他 |
|    | 28日(日) 清塚信也&吉田翔平 アコースティック・デュオ コンサート      | SSプラザせんだい     |
|    | 28日(日) 上甕夏祭り                             | 中甕漁港周辺        |
| 8月 | 4日(日) ～夏のにぎわい～こども祭 to 盆おどり               | SSプラザせんだい 他   |

※募集が終了しているイベントもあります。



◀薩摩川内市誕生20周年記念サイトはこちら

冠事業募集ページ▶



# 祝 薩摩川内市誕生20周年

今年には市誕生20周年。本市には、時代の変遷とともに地域で大切に受け継がれてきたもの、市誕生から新たな歴史をスタートさせているものと、多種多様な歴史や文化などが育まれています。今回は、川内地域で今年、本市と同様に周年の節目を迎える施設や郷土芸能などを中心に紹介します。

## 高城町太鼓踊りと中郷虚無僧踊り



高城神社例祭に伴う芸能である高城町太鼓踊りと、諏訪神社例祭に伴う芸能である中郷虚無僧踊りは、平成7年3月に市の指定無形民俗文化財に指定されてから、**30周年**を迎えます。過疎化が進み、踊り子の確保が難しい中でも、保存会を中心に小中高生へ伝統を引き継いでいます。高城町太鼓踊りは9月に奉納予定です。

## 高城町太鼓踊りに2年間参加した肱黒侑生さん(15歳)に話を聞きました

私が太鼓踊りに参加したきっかけは、小さい時から父や2人の兄が太鼓踊りに出ているのを見て、参加してみたいと思ったからです。実際に2年間参加し、分からないことばかりでしたが、多くの人にご指導頂き、やり遂げることができました。終わった時の達成感は今でも忘れません。若い世代と伝統行事の関わりをより近くすることが、これからの伝統行事の継承につながっていくと考えています。各地域で伝統行事に参加したいと思う若い世代が増えたらいいと思います。

## 永利のオガタマノキ

石神社境内にあるオガタマノキは、昭和19年11月に国の天然記念物に指定されてから、**80周年**を迎えます。胸高周囲6.7m、高さ約22m、推定樹齢は約800年で、50年以上前は玉串として用いられていて、神社には欠かせないものとされてきました。

## 高速船ターミナル・高速船甕島

平成26年4月に開館した高速船ターミナル、運航を開始した高速船甕島は、**10周年**を迎えました。これまで多くの観光客が乗船しており、交流人口増加の一翼を担っています。高速船ターミナルでは定期的にイベントの開催をしていて、乗船しない人も楽しめる場となっています。

## その他の〇周年

| 名称              | 周年              | 名称             | 周年            |
|-----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 今村庚申塔(田海町)      | 市指定有形民俗文化財 30周年 | 清水寺経経(川内歴史資料館) | 市指定美術工芸品 40周年 |
| 飯母鷹踊(中村町)       | 市指定無形民俗文化財 30周年 | 薩摩国分寺層塔(国分寺町)  | 市指定美術工芸品 40周年 |
| 桃花山浄興寺跡石塔群(高城町) | 市指定史跡 30周年      | 鳥追の杜(鳥追町)      | 市指定史跡 40周年    |
| 福昌寺仁王石像(向田町)    | 市指定美術工芸品 40周年   | オニバス自生地(寄田町)   | 県指定天然記念物 70周年 |
|                 |                 | 薩摩国分寺跡(国分寺町)   | 国指定史跡 80周年    |

市ホームページでは、薩摩川内市内の指定・登録文化財などを紹介しています▶



市長が思う本市の魅力は、海、山、川、湖という多種多様な自然や食を一つの市で**全部楽しむ、味わうことができる**のは、本市の魅力だと思います。象徴的なものだと、やはり川内川ですね。市街地の真ん中に国道3号があり、新幹線が通って、大きな川が流れている。川内川花火大会などのイベントを川の両サイドから見ることができるところはなかなかないと思います。

市長が思う本市の魅力は、海、山、川、湖という多種多様な自然や食を一つの市で**全部楽しむ、味わうことができる**のは、本市の魅力だと思います。象徴的なものだと、やはり川内川ですね。市街地の真ん中に国道3号があり、新幹線が通って、大きな川が流れている。川内川花火大会などのイベントを川の両サイドから見ることができるところはなかなかないと思います。

今月は、市長が思う本市の魅力やふるさと自慢をインタビューしていきます。



## 市長と振り返る 薩摩川内市誕生20周年

vol.5



ど、県内に3駅しか停車しないです。人が来てもらえる、私たちも利用できるという分かりやすい自慢です。アフターコロナの今からは、市誕生20周年の年を機に、より多くの人にこの環境をアピールして、市民の方はもちろん、市外の方にも本市を訪れてもらい、楽しんでもらって、**楽しみの循環**を作っていきたいと考えています。

今回は、市長のふるさと自慢をインタビューし、当たり前に見ているものを当たり前ではないと気付いてこそ、ふるさと自慢ができるのではないかと感じました。今回は、「薩摩川内市」という名称決定の経緯に迫ります。

## 楽しみの循環



▲川内川花火大会の様子

問合せ先  
本庁秘書広報課  
企画総務・広聴広報G  
(内線 4121)

# 深ボリ! 企業のチカラ

## 第67回 ネクススプレジジョン株式会社

今回は、ネクサスプレジジョン株式会社を「深ボリ!」。鹿児島川内工場長の緒方裕也さんにお話を伺いました。

### 事業の概要

昭和62年6月に熊本に本社



▲緒方工場長（中段の右から1番目）と社員の皆さん

工場を設立し、平成24年11月に本市に鹿児島川内工場を新設しました。  
当社では金属やセラミックの加工製品、生産や検査を補助する治具など、製品一つ一つをオーダーメイドで製作し

ており、当工場では車の部品などの精密部品を中心に取り扱っています。これまでに作ったことのない部品でも、精密さに加え、受注から納入までの時間を減らすことも意識しています。



▲鹿児島川内工場で作られた精密部品（右）  
野球グローブ状の金属立体物（左）

### 今後の抱負

現在、電気自動車への転換が進み、必要とされる部品も変化してきました。需要がある部品の傾向から、製作方法の研究、効率化するための技術向上を図り、高品質の部品を提供していきたいと思えます。  
また近年、製造業の人材確保が難しくなってきたり、学校と企業が情報交換を行えるセミナーなどに参加していきたいと考えています。



▲部品を削っている様子

### 社員からのメッセージ



入社5年目  
橘木 仁さん

私は他部署が製作した部品を磨き上げる、仕上げの作業を担当しています。  
未経験からのスタートでしたが、会社全体に協力的な体制が整えられており、分からないところは部署の責任者から丁寧に教えてもらい、仕事を早く覚えることができました。今後は図面の見方や部品の知識をより一層身に付けて、より良い製品ができるよう尽力していきます。

**ネクサスプレジジョン株式会社**  
鹿児島川内工場

- Information -

代表者：工場長 緒方裕也  
所在地：永利町 1080 番地 1  
従業員数：28人  
連絡先：☎(25)3311

ホームページ▶

# 薩摩川内市で「働く」をサポートします!

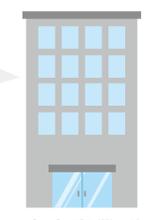
## 奨学金返還支援利用者の声

大学や専門学校、高等学校などを卒業し、本市で新たな一歩を踏み出す皆さんへ、「暮らす、働く」に役立つ情報を紹介します。また、これから本市で働くことを検討している方や転職を検討している方にも役立つ情報を紹介します。



制度利用者

就職活動時に奨学金返還支援制度があることを聞きまし。この制度をきっかけに、地元に残って就職することを決めました。



市内事業所

今後の採用活動で、市の奨学金返還支援制度を周知するの併せて、市内の制度も周知する予定です。市の制度と市内の制度をうまく活用しながら、効果的な採用活動を行っていききたいと思っています。

奨学金返還支援制度について▶



**新規 2. 中高生ふるさと就職奨励金**

|     |   |
|-----|---|
| 対象者 | 市内の中学校、高等学校新卒者で市内企業に就職し、6カ月以上継続して就労している市内在住の方 |
| 補助額 | 10万円分のつん Pay ポイントを支給                          |

※10月から受付開始します。

中高生ふるさと就職奨励金について▶



今回、奨学金返還支援補助金の内容を拡充しています。市内の事業所に就職する際には、ぜひ活用ください。

このような支援制度で、あなたの「暮らす、働く」を充実させます!

**3. UIJ ターン者家賃等補助金**

|     |   |
|-----|---|
| 対象者 | 市外から転入前後1年以内に市内中小企業に就職し、自らアパートなどを借りている方 |
| 補助額 | 家賃1カ月分に対して、3割を1年間補助                     |

UIJ ターン者家賃等補助金について▶



**4. 就学定住支援補助金**

|     |  |
|-----|--|
| 対象者 | 入学前3年間市内に住所を有し、市内の大学に入学した方             |
| 補助額 | 入学金相当額を就学時に半額交付卒業後、市内企業に就職した方に残りの半額を交付 |

就学定住支援補助金について▶



暮らす、働く  
求人情報掲載サイト「Job! 薩摩川内」で、本市で働く場を探ることができます。



▲Job! 薩摩川内

市外から転入し、定住していただく方にも支援制度があります。詳しくは移住定住特設サイト「よかまちきやんせ倶楽部」をご確認ください。



▲移住定住に役立つ助成・支援一覧

- これらの補助金の他にも、特定の業種へ就職した方を対象とした助成制度もあります。
- 保育士就職支援金
- 医療従事者等確保対策事業給付金
- 地域公共交通人材確保等補助金

申請・問合せ  
本庁産業人材確保・移住定住戦略室(内線4851、4852)



# 正しい対策で夏を楽しみましょう

## 熱中症予防 3つのポイント

| 温度に気を配ろう！   | 水分・塩分を補給しよう！   | 休息を取ろう！   |
|---|--|---|
| 夏場は日差しが強くなり、気付かないうちに気温は上昇します。温度を把握し、エアコンや扇風機、冷却グッズを使用しましょう。 | 1日に1.2Lを目安に、こまめに水分補給をしましょう。スポーツドリンクや塩分を含むあめやタブレット、梅干しなどの補給も大切です。 | 日常の健康、体調管理(十分な睡眠や適切な食事)に気を付け、疲労を感じたときは、無理をしないで、休息を取りましょう。 |
| <p>部屋の温度を確認!! 30c</p> <p>エアコン、扇風機を使おう</p>                   | <p>汗をかいたら塩分を取ろう</p> <p>のどがかわいてなくても水分補給を!</p>                     | <p>体調に異変を感じたときは早めに休息を</p> <p>バランスの良い食事で体調を整えよう</p>        |

熱中症は、体のだるさや吐き気などの症状があります。ひどい場合、意識障害やけいれんも引き起こすので、近くにそのような症状がある人がいたら、意識があるかを確認し、意識がないときは、すぐに救急車を呼びましょう。

環境省「熱中症予防サイト」では、暑さ指数および熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラートの情報を提供していますので、ご活用ください。

また、薩摩川内市消防局公式 Instagram では、熱中症を疑ったときの応急措置を実演している動画を投稿していますので、ぜひご覧ください。



## 救急車の適正利用を！

その救急車は本当に必要ですか？

救急車の出動件数は増加傾向にあります。その大半が軽症の傷病者で救急車出動の必要性が問われているため、救急車利用が一部有料化となった自治体もあります。本市の令和5年度救急件数は4961件と過去最高件数を記録しました。本当に救急車が必要な人のためにも救急車の適時・適切な利用に努めましょう。

「こんな症状で救急車を呼んでいいのかわからない」「手遅れになったらどうしよう」など、救急車が必要か迷った場合には「救急安心センター事業(☎#7119)」をご利用ください。利用方法などは消防庁ホームページに掲載しています。



▲消防庁ホームページ

## NEWS 県内初！電動ストレッチャーを導入



中央消防署南部分署では、令和6年3月20日、県内初の電動ストレッチャー付きの高規格救急車の運用を開始しました。

電動ストレッチャーは、スイッチ操作で1人でも簡単に上げ下げできるようになり、手動に比べて傷病者を運ぶ救急隊員に掛かる負担を軽減することができます。



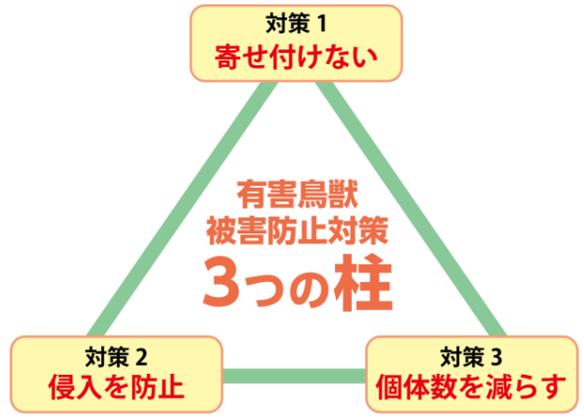
自主防災訓練や消防訓練の計画の際は、防災研修センターをご利用ください。

# みんなで防ごう！農林作物への有害鳥獣被害

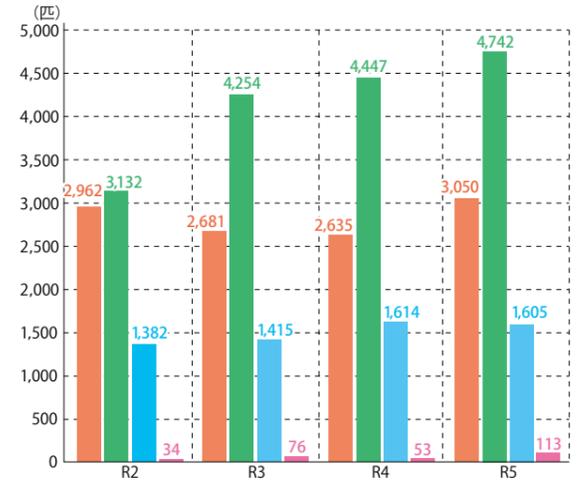
本市ではイノシシ、シカなどの鳥獣による農林作物への被害が依然として増えています。イノシシやシカなどが田畑へ侵入することで、農作物の収穫量が減ったり、畦畔を掘り起こされたり崩されたりするなどの被害が深刻化しています。

「収穫できない分はそのまま放っておこう」「柵を取り付けたから安心」「捕獲してもらえたら大丈夫」そう考えていませんか？

被害防止のポイントを理解し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに取り組みましょう。



▲侵入を防ぐ電気柵



▲本市の有害鳥獣捕獲実績(令和6年4月1日時点)

| 分類    | 担当課     |
|-------|---------|
| 道路・河川 | 道路河川課   |
| 公園    | 都市整備課   |
| 鳥獣目撃  | 農業政策課   |
| 不法投棄  | 環境課     |
| 農地等   | 耕地林務水産課 |
| 漏水    | 水道局上水道課 |



▲鳥獣目撃通報の操作方法 ▲市ホームページ



- 対策1** 【寄せ付けない】ための取り組み
  - 収穫しない野菜や果物を放置しない
  - 収穫せず放置している果樹は伐採する
  - 有害鳥獣に餌場を提供しないこと、人間は怖い生き物としっかり認識させることがとても重要です。
- 対策2** 【侵入を防止】するための取り組み
  - 電気柵を設置することで、電気ショックを与え、痛みにより柵は危険だと学習させることができ、農地への侵入を防ぐ効果があります。
- 対策3** 【個体数を減らす】ための取り組み
  - 猟銃やわなによる駆除を実施
  - 農林作物などの被害拡大を防ぐため、地域猟友会による、駆除を実施しています。
  - ※わなや銃の取り扱いは免許取得が必要です。免許取得を希望される方は、問合先までご連絡ください。

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。

後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者の方に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

保険証の更新は8月です

8月から保険証が変わります。新しい保険証については、7月中旬に送付します。

医療費が高額になったとき

入院・外来の保険適用分の医療費が、それぞれの所得区分による自己負担限度額を超えた場合に、その支払いが自己負担限度額までとなる制度があります。所得区分による判定基準がありますので、下記の(表1)をご参照ください。  
※発行対象となる方で、現在、限度額認定証をお持ちでない方は、①または②の申請が必要です。既に申請済みで、引き続き対象の方には、各認定証を保険証に同封して送付します。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和6年度保険料率

| 内訳   | 保険料率    |          |
|------|---------|----------|
|      | 変更前     | 変更後      |
| 均等割額 | 56,900円 | 59,900円  |
| 所得割率 | 10.88%  | 11.72%※1 |
| 限度額  | 66万円    | 80万円※2   |

1 保険料率

後期高齢者医療保険では、皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料の見直しをすることになっています。

2 保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

$$\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{(1人当たりの額)} \\ \text{59,900円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(本人の所得に応じた額)} \\ \text{[昨年の所得-基礎控除額43万円(注)]} \\ \times \text{所得割率11.72\%}^{\ast 1} \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \text{(限度額 80万円}^{\ast 2}) \end{array}$$

(注)前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基準控除額が異なります。

【激変緩和措置】

※1 総所得金額等-基礎控除額が58万円以下の方は令和6年度のみ10.82%。

※2 令和6年3月31日時点で75歳以上である方または障害認定による加入者は令和6年度のみ73万円。

3 保険料の軽減

保険料は、所得に応じて軽減される場合や被扶養者であった方への特例措置として軽減される場合があります。

(1) 所得に応じた「均等割額」の軽減措置

同一世帯の被保険者全員および世帯主の所得金額の合計に応じて均等割額が軽減されます。

| 同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※3)の合計 | 軽減割合 | 軽減後保険料  |
|----------------------------------|------|---------|
| 43万円(※4)以下                       | 7割軽減 | 17,900円 |
| 43万円(※4)+29.5万円×(被保険者数)以下        | 5割軽減 | 29,900円 |
| 43万円(※4)+54.5万円×(被保険者数)以下        | 2割軽減 | 47,900円 |

※3 軽減対象所得金額は、総所得金額などから公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した額です。

※4 同一世帯内の被保険者および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1人)】となります。

なお、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

(2) 被扶養者だった方の軽減

被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者であった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課されません)

※前述の所得に応じた均等割額の軽減措置に該当する方は、軽減割合の大きい方が優先となります。

決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、「今までどおり年金から引かれるだろう」、「口座振替されるだろう」と思われていませんか。

所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。

決定通知書が届いたら、封筒に納付書が入っていないか、必ず確認してください。

(表1)限度額適用認定証などに該当する場合の判定基準

| 所得区分     | 基準                                     | 限度額証などの発行と申請 | 認定証 |
|----------|--|--------------|-----|
| 現役並み所得者Ⅲ | 課税所得 690万円以上                           | ×            | -   |
| 現役並み所得者Ⅱ | 課税所得 380万円以上                           | ○            | ①   |
| 現役並み所得者Ⅰ | 課税所得 145万円以上                           | ○            | ①   |
| 一般Ⅱ      | 課税所得 28万円以上                            | ×            | -   |
| 一般Ⅰ      | 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方            | ×            | -   |
| 低所得者Ⅱ    | 世帯全員が住民税非課税                            | ○            | ②   |
| 低所得者Ⅰ    | 世帯全員が住民税非課税で世帯の所得が一定の基準以下の方と、老齢福祉年金受給者 | ○            | ②   |

●申請に必要なもの  
被保険者の保険証(代理申請の場合は代理人の身分証も必要です)

① 限度額適用認定証(現役並み所得者)  
② 限度額適用・標準負担減額認定証(住民税非課税世帯の方)

なお、既にマイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として利用すること)をご利用の方は、申請の必要はありません。

保険料の納付

納付方法は大きく分けて次の2種類があります。

■特別徴収(年金からの天引き)

年金から自動的に保険料を天引きする納付方法を特別徴収といいます。後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きで納めます。※この方法による支払いの場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書でお知らせします。

■普通徴収(納付書や口座振替)

市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによる口座振替で保険料を支払う納付方法を普通徴収といいます。(納期は左下(表2)のとおりです)  
※年齢到達や転入などにより、新たに後期高齢者医療の対象になった方などが対象です。

(表2)普通徴収の納期

| 期別  | 納期限     |          |
|-----|---------|----------|
| 第1期 | 7/31(水) |          |
| 第2期 | 令和6年    |          |
| 第3期 |         | 9/2(月)   |
| 第4期 |         | 10/31(木) |
| 第5期 | 令和7年    |          |
| 第6期 |         | 12/2(月)  |
|     | 1/31(金) |          |
|     | 2/28(金) |          |

■令和6年12月2日(月)からの現行の保険証の取り扱いについて

現行の保険証は、12月2日に廃止となります。医療機関での受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください。また、12月1日時点でお手元にある保険証は、有効期限の令和7年7月31日までご利用いただけます。

(12月2日以降、「マイナ保険証」を保有していない方には「資格確認証」が郵送されますので、引き続き医療機関への受診が可能です)

※マイナ保険証の登録状況などは、マイナポータルで各自ご確認ください。